

## 令和8年度遊佐町地域おこし協力隊募集等支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

### 1. プロポーザルの趣旨

この要項は、地域おこし協力隊(以下、「協力隊」という。)の受け入れ体制や募集等の見直しにあたり、民間事業者の持つノウハウや知見を活かし、本町の地域課題解決に適した意欲ある人材の採用と着任後の活発な活動・定住に繋がる相談支援を実施するのに最適な事業者の選定を公募型プロポーザル方式にて実施する。

### 2. 業務の概要

#### (1)業務名

令和8年度遊佐町地域おこし協力隊募集等支援業務

#### (2)業務内容

別紙「令和8年度遊佐町地域おこし協力隊募集等支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3)委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

#### (4)提案限度額

2,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

内訳

- ①受け入れ体制見直し事業
- ②職員向け事業
- ③活動支援人材向け事業

※この金額は契約の限度額を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

※見積書及び経費内訳書には限度額の範囲内で内訳①～③の金額を明記すること。

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)遊佐町建設工事等請負業者指名停止要綱(平成14年訓令第4号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3)本町の令和7年度・令和8年度競争入札参加者登録簿(物品・役務・賃貸借)に登録されており、かつ令和8年度以降における競争入札参加者登録簿(物品・役務・賃貸借)に登録予定である者であること。

※本町の資格者名簿に登録がない場合、競争入札参加資格申請を提出すること。

(問い合わせ先)遊佐町役場総務課財政係 電話 0234-25-5808

E-mail zaisei@town.yuza.lg.jp

- (4)破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
  - (5)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び刑法(明治40年法律第45号)に抵触する行為を行った者ではないこと。
  - (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び遊佐町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
  - (7)本業務の遂行が可能な能力を有していること。
  - (8)令和6年度から令和7年度までに山形県または山形県内の地方自治体で、国が特別交付税措置の対象としている地域おこし協力隊の募集等の相談支援業務を受託した実績があること。
- ※参加申込書に受託業務の実績を記入すること。

例)令和6年度 ○○町地域おこし協力隊募集等支援業務

#### 4. 募集及び選定スケジュール

内 容	実 施 期 間
① 募集公告	令和8年3月 3日(火)
② 参加申込書の提出期限	令和8年3月13日(金)午後5時
③ 質問受付期限	令和8年3月17日(火)午後5時
④ 質問に対する回答	令和8年3月19日(木)※予定
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和8年3月26日(木)午後5時
⑥ 審査	令和8年3月下旬
⑦ 審査結果の通知及び契約締結	令和8年4月初旬

#### 5. 応募の手続き

##### (1)募集要項等の配布

募集要項等は、本町の公式ホームページからダウンロードするものとする。

【山形県遊佐町公式ホームページ <https://www.town.yuza.yamagata.jp>】

##### (2)参加申込の受付

本プロポーザルに応募しようとする者は、参加申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、令和8年3月13日(金)午後5時までに「8. 受付窓口」へ郵送又は持参により提出すること。(提出期限必着)

##### (3)質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和8年3月19日(木)午後5時までに、質問書(様式2)を「8. 受付窓口」へファクシミリか電子メールで提出すること。なお、電話や口頭での質問には応じない。

#### (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するものを除き、参加申込者全員に電子メールで回答する。

#### (5) 企画提案書等の受付

応募する場合は、下記に定める企画提案書等を令和8年3月26日(木)午後5時までに「8. 受付窓口」へ郵送又は持参にて提出すること。受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。提出部数については、正副本1部ずつとし、正本に代表者印を押印すること。

ア 企画提案書(様式3)

イ 提案者概要書(様式任意、会社概要が分かる資料又は既存パンフレットでも可)

ウ 事業計画書(様式任意)

エ 見積書及び経費内訳書(様式任意)

オ 法人登記簿謄本(写し)

#### (6) 応募上の留意事項

ア 応募に必要な費用は、参加者の負担とする。

イ 受付期間後における企画提案書等の追加、訂正、差替え、再提出は出来ないものとする。ただし、本町が必要と判断した場合には、補足資料を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

エ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を提出すること。

オ 企画提案書等に虚偽の申請がある場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の申請をしたものについて、所要の措置を講じることがある。

### 6. 審査及び選定の方法

#### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により企画提案書等の必要書類の提出を求め、審査項目に従い審査を行う。審査は審査委員会において実施し、本業務に最も適していると思われる受託候補者(1事業者)を選定する。審査では提案内容をより理解するため、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを非公開のオンライン形式で次のとおり行う。

#### (2) 実施方法

ア 審査は1者ずつとし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ プレゼンテーション等の説明者はあらかじめ企画提案者が指定した者とする。なお、プレゼンテーション等の実施には説明者及び補助者の計2名までが参加できるものとするが、説明者以外の者が説明をし、又は質疑に応じることはできないものとする。

ウ 欠席をした場合は、審査及び評価並びに優先交渉事業者の選定から除外する。

エ 提出された事業計画書と同一の図や写真を用い、オンライン上で画面共有による説明を可能とする。

オ 審査日時等の詳細は、別途通知するものとする。

(3)審査項目及び評価基準

企画提案書等の評価項目及び評価基準は、別表に基づき行う。

(4) 受託候補者の選定

受託候補者は、審査の評価点の合計点が最も高い者とする。なお、評価点が同点となる者が2人以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

(5)その他

参加者が1者の場合においては審査を実施しないものとするが、その場合でも企画提案書等の内容により書類審査をおこなうものとする。

7. 契約の締結等

- (1)受託候補者を特定した後の契約手続きは、遊佐町契約に関する規則に基づき、新年度予算が成立した場合、令和8年4月上旬に「令和8年度遊佐町地域おこし協力隊募集等支援業務」について随意契約の締結を行うものとする。ただし、予算が成立しなかった場合には契約を行うことはできない。その場合、本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。
- (2)受託候補者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、順位付けした参加者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

8. 受付窓口

名 称:遊佐町企画課定住促進係
住 所:〒999-8301
山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202
電 話:0234-28-8257(直通)
ファクシミリ:0234-72-3315
メールアドレス:teiju@town.yuza.lg.jp

別表

審査の基準とする項目及び配点は下表のとおり

審査項目		審査基準	配点	合計
業務 遂行 能力	実績	・事業遂行に必要な業務実績を有しているか。 ・地域おこし協力隊制度を扱うための知識やノウハウを備えているか。	15	40
	実施体制	・業務を円滑に進められる体制となっているか。	10	
	スケジュール	・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	5	
	取組意欲	・業務の重要度を理解し、技術力を十分に発揮し、積極的に業務に取り組む意欲は感じられるか。	10	
企画 提案 能力	受け入れ体制 見直し事業	・協力隊の会計年度任用職員への移行に関して、効果的な相談支援の提案となっているか。	25	60
	職員向け事業	・協力隊担当者の資質向上につながるような研修企画が提案されているか。 ・協力隊を受け入れている部局の現場担当者の資質向上につながるような提案となっているか。	20	
	活動支援人材 向け事業	・活動支援人材の資質向上につながるような提案となっているか。	15	
			100/100	

※評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 「企画提案能力」の点数が高い者を上位とする。

イ アも同点の場合は、「業務遂行能力(実績)」の点数が高い者を上位とする。

ウ イも同点の場合は、審査委員の意見を聞き、審査委員会において順位を決定する。